

3 助成事業の経理

助成要綱第18条の定めに基づき、適正に経理処理を実施してください。

第18条 助成対象者は助成事業に係る経理については、**専用の普通預金口座を設け、他の経理と区分し、所要の帳簿類、当該収入及び支出について証拠書類及び予算と決算との関係を明らかにした助成金精算調書を備えなければならない。**

2 助成対象者は、前項に掲げる帳簿類、証拠書類及び助成金精算調書を事業完了後**7年間保管**しておかなければならない。

(1) 専用口座の開設・管理

① 助成事業専用口座について（※ネット銀行の口座もご使用いただけます。）

助成事業に用いる専用口座を次のとおり用意してください。この口座は助成金の振込先となるほか、助成事業に係るすべての収入と支出を、この口座で明確にさせていただきます。なお、通帳を事業完了時に確認させていただきます。

なお、専用口座を設けるまでの間の助成事業に関する支払いは、現金や助成先団体の一般会計の口座からの支払いとしてください。ただし、必ず助成事業専用の帳簿により助成事業の資金の流れが明確に分かるようにしてください。（立替処理方法はP12参照）

推奨

●無利息型の普通預金口座（決済用預金口座）を使用する場合

- ・助成を受けて実施する事業と関係のないお金が口座に含まれないように管理してください。
- ・助成事業の完了時に「口座解約」や「利息証明書の添付」が必要ありません。

※既に開設している口座を助成事業専用口座とする場合は、無利息型口座への切り替えが必要となります。

●有利息型普通預金口座を使用する場合

- ・原則として令和4年4月1日以降、新たに口座開設してください。
- ・助成事業実施期間中に生じた利息は、全額を必ず収入として計上してください。

なお、期末利息の算出方法は、下記のいずれかの方法を取る必要があります。

- 〔 令和5年3月31日付の利息証明書による計上（※）
- 〔 令和5年3月31日までに口座解約を行い解約利息を計上（※）

※令和5年2月28日より前に事業が完了する場合には、事業が完了した日から、

1 か月以内の日付の**利息証明書**を取得し、利息を収入として計上してください。なお、利息証明書の発行にあたって、金融機関が手数料を設定している場合がありますが、その際の料金は法人の自己負担となります。

② 助成事業専用口座の口座名について

口座名は助成決定通知書に記載の**正式な団体名で作成**してください。個人名のみ
の口座は認められません。

例 ○ 特定非営利活動法人わむじょせい
× わむ（正式名称で記入してください。）

なお、団体名のみでの作成が難しく、団体名の後に個人名を加える場合又は同一金融機関の別口座と区別する場合は、次の方法で開設してください。

1) 口座名に個人名を含める場合は、必ず代表者名（役職名を必ず含むこと）とする。

例 ○ 特定非営利活動法人わむじょせい 理事長ふくしたろう
× 特定非営利活動法人わむじょせい ふくしはなこ（→ 代表者以外の氏名）
※役職名は、定款上は「理事長」であっても登記上は「理事」である場合、金融機関では「理事」としか登録できないことがあります。この場合は「理事」で差し支えありません。

2) 団体名に「WAM助成用」等を加える場合は、正式な団体名の後ろに加える。

例 ○ 特定非営利活動法人わむじょせい WAM助成用
○ 特定非営利活動法人わむじょせい 助成金用
× 助成金用 ふくしたろう（→ 団体名が含まれていない）

注) 団体名に**記号や中点「・」**等を使用している場合は、振込の際にその記号等を含める**必要があるかどうか、金融機関に確認**してください。

注) これらの方法以外で口座を開設してしまった場合は、再度、口座を開設いただくこととなります。これらの方法で口座開設ができない止むを得ない事情がある場合は、口座開設前に必ずご連絡ください。

③ 専用口座の管理について

- ・専用口座に振込まれた助成金は、資金の流れの透明性を確保するため、他の口座に移すこと、一括して引き出し、全額手元現金として保管し支出することは禁止します。一括で引き出さず支払いごと（月ごと等一定期間あるいは事業単位ごとなど）に行う

ようご注意ください。

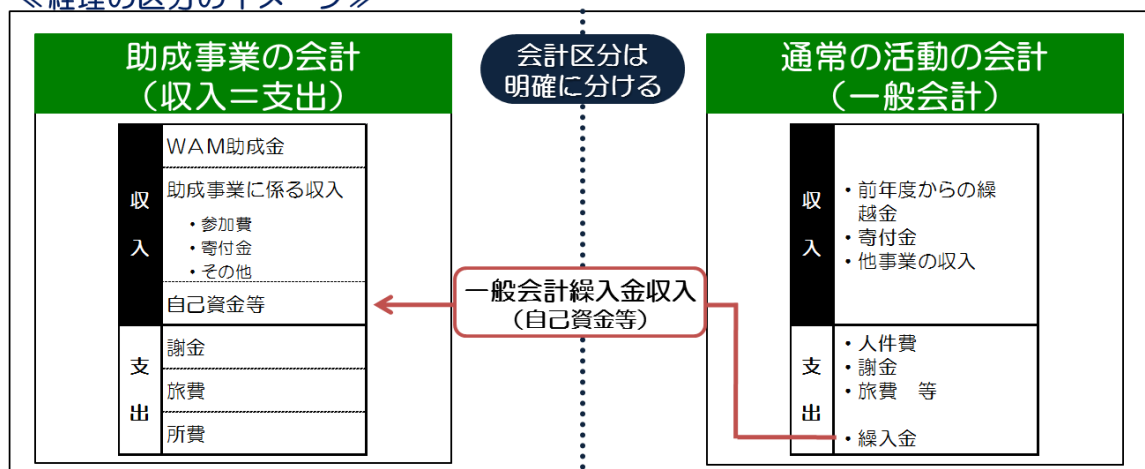
- ・助成事業完了時には、事業完了報告書に専用口座の通帳（写）をご提出いただきます。
- ・他の年度の助成事業等と混同しないように管理してください。

(2) 助成事業にかかる経理の区分

助成事業にかかる経理については、助成事業以外の経理と、明確に区分してください。

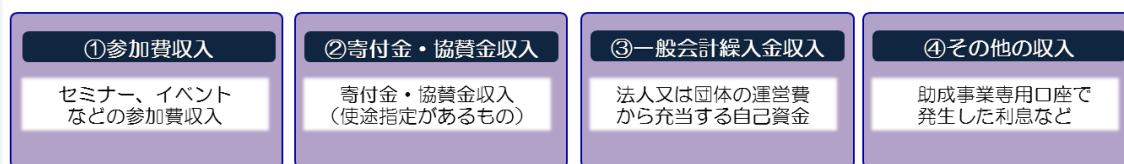
このため、専用口座を設けるだけでなく、機構指定の「支出管理エクセル」を帳簿とし、管理してください。「支出管理エクセル」の帳簿は、助成先団体専用HPからダウンロードしてください。

《経理の区分のイメージ》



また、助成事業を通じて得られた収入は、必ず収入に計上してください。

◆助成事業を通じて得られる主な収入◆



自己収入に必ず計上

《WAM事務局からの提案》

助成事業終了後における事業継続を見据え、助成事業で参加費を徴収していない場合であっても、参加費等の徴収により自己財源の確保につなげるなど、事業の運営にあたることのできるような体制をご検討ください。

※事業完了時に上記の主な収入のうち、①②及び④の収入の分かる書類をご提出いただく場合があります。

※助成事業と同一の事業において、国または地方公共団体からの補助金や委託、民間の助成機関から助成を受ける場合は、助成対象外事業に該当することになりますのでご注意ください。ご不明な点は機構までお問い合わせください。